

2020年2月28日

お客様各位

## 総合取引約款・規程集 変更のお知らせ

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では2020年3月4日より弊社の「総合取引約款・規程集」を一部変更いたしますので、ご案内申し上げます。なお、主な変更箇所は下記のとおりです。  
詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

今後もよりよいサービスをご提供できるよう努めてまいりますので、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 主な変更点

- ◎総合取引口座開設の申込を Web 上の口座開設申込画面から可能とする、Web 口座開設サービスを開始します。当サービスの開始に伴い、総合取引口座開設申込時の届出印を不要とします。また口座開設時の届出印不要に併せて、既存のお客様の登録事項変更等のお手続きに係る捺印を不要とします。
- ◎日本以外にも居住地があるお客様について、米国に居住地がある場合、および非居住者となり米国へ出国される場合、口座開設ができないことを明記します。なお、既に米国へ出国されているお客様については、当社より総合取引契約の解約を申し出ます。

以上

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

#### 【お問合せ】

クローバー・アセットマネジメント 業務管理部  
通話料無料ダイヤル：0800-5000-968（平日 9:00～17:00）  
E-MAIL [gyoumu@clover-am.co.jp](mailto:gyoumu@clover-am.co.jp)

クローバー・アセットマネジメント株式会社

約款・規程集 新旧対照表

【第1編 総合取引約款】

下線部変更箇所

第1章 総合取引

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>第3条【取引開始の手順】</b><br/> <u>お客様は、当社所定の「口座開設申込画面」または「総合取引口座申込書」に必要事項をご入力またはご記入いただいた上、当社所定の個人番号確認書類ならびに本人確認書類を添付して、これを当社担当部署にご提出いただくことにより総合取引をお申込みいただくものとします。当社にご提出(データによる提出を含みます。)いただいた総合取引申込書のご入力またはご記入内容について、お客様にご連絡する場合がありますので、お客様にはこれに応じていただくものとします。お客様の知識、投資経験、資産状況、および投資目的等を総合的に勘案の上、当社が承諾した場合に限り総合取引をご利用できます。当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示しません。なお、お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。</u><br/>                     (省略)<br/>                     (3) <u>お客様の居住地が日本以外に米国にもある場合、または米国に出国される場合</u><br/>                     (4) <u>お客様がこの約款第4条に定める「反社会的勢力」と判明した場合</u><br/>                     (省略)</p> <p><b>第8条【届出印】</b><br/> <u>法人のお客様は総合取引申込み時に、当社所定の「総合取引口座申込書」にご捺印いただいた印影をもって届出印とします。個人のお客様は届出印のご捺印は不要です。なお、総合取引口座申込時に届出印をご捺印いただいたお客様も今後のお手続きにおいて届出印のご捺印は不要です。</u></p> <p><b>第9条【届出事項の変更】</b><br/> <u>氏名または住所等、法人の場合(名称、所在地、代表者の役職氏名、届出印等)の変</u></p> | <p><b>第3条【取引開始の手順】</b><br/> <u>お客様は、当社所定の「総合取引口座申込書」に必要事項をご記入いただき、署名捺印の上、これを当社担当部署に提出することによって総合取引をお申込みいただくものとし、お客様の知識、投資経験、資産状況、および投資目的等を総合的に勘案の上、当社が承諾した場合に限り総合取引をご利用できます。当社が承諾をしない場合でも、その理由は開示しません。なお、お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合は、原則としてお申込みをお受けできません。</u><br/>                     (省略)<br/>                     (新設)<br/>                     (3) <u>お客様がこの約款第4条に定める「反社会的勢力」と判明した場合</u><br/>                     (省略)</p> <p><b>第8条【届出印】</b><br/> <u>お客様は総合取引申込み時に、当社所定の「総合取引口座申込書」にご捺印いただいた印影をもって届出印とします。</u></p> <p><b>第9条【届出事項の変更】</b><br/> <u>氏名または名称、住所、法人の場合における代表者の役職氏名、届出印および共通番号の変更等「総合取引口座申込書」により</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>更、共通番号の変更等、「口座開設申込画面」または「総合取引口座申込書」により当社へ届出いただいた申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ください。</p> <p>2. 前項のお申出があったときは、当社は、戸籍抄本、住民票、謄本、<u>印鑑証明書</u>等の書類のご提出または個人番号カード等その他必要と思われる書類等をご提示いただくこと等があります。</p> <p>(省略)</p> <p><b>第10条【総合取引契約の解約】</b><br/>(省略)</p> <p>(8) <u>お客様の居住地が日本以外に米国にもある場合、または米国に出国される場合。既に米国へ出国されているお客様については、当社より総合取引契約の解約を申し出ます。</u></p> <p>(9) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、当該業務を終了したとき、その他やむを得ない事情により、当社が取扱の解除を申し出たとき</p> | <p>当社へ届出いただいた申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ください。</p> <p>2. 前項のお申出があったときは、当社は、戸籍抄本、<u>印鑑証明書</u>、住民票、謄本等の書類のご提出または個人番号カード等その他必要と思われる書類等をご提示いただくこと等があります。</p> <p>(省略)</p> <p><b>第10条【総合取引契約の解約】</b><br/>(省略)<br/>(新設)</p> <p>(8) 当社が「総合取引」に関する業務を営むことができなくなったとき、当該業務を終了したとき、その他やむを得ない事情により、当社が取扱の解除を申し出たとき</p> |
|--|---|

## 第2章 振替決済口座等に関する取扱い

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><b>第15条【届出印】</b><br/>法人のお客様は「総合取引」のお申込みの際、「総合取引口座申込書」に捺印いただいた印影をもって、振替決済口座に係る届出印とします。なお、振替決済口座に係る届出印は、総合取引に係る届出印と同一のものとしていただきます。<u>個人のお客様は届出印のご捺印は不要です。なお、総合取引口座申込時に届出印をご捺印いただいたお客様も2020年3月4日以降のお手続きにおいて届出印のご捺印は不要です。</u></p> | <p><b>第15条【届出印】</b><br/>「総合取引」のお申込みの際、「総合取引口座申込書」に捺印いただいた印影をもって、振替決済口座に係る届出印とします。なお、振替決済口座に係る届出印は、総合取引に係る届出印と同一のものとしていただきます。</p> |

### 【第3編 金銭の振込先指定方式】

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>第3条【お申込み】</b><br/>お客様は、当社の「総合取引」お申込みの際、当社所定の「<u>口座開設申込画面</u>」または「総合取引口座申込書」により「振込先指定口座」を届出いただきます。</p> <p>(省略)</p> | <p><b>第3条【お申込み】</b><br/>お客様は、当社の「総合取引」お申込みの際、当社所定の「総合取引口座申込書」により「振込先指定口座」を届出いただきます。</p> <p>(省略)</p> |

【第6編 未成年者取扱規程】

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p><b>第2条【お申込方法】</b><br/>           口座名義人となるお客様の法定代理人である方が、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、署名し、その他、当社所定の本人確認書類および同意書を当社へご提出いただきます。これを当社が承認した場合に限り総合取引を開始することができます。<br/>           (省略)</p> | <p><b>第2条【お申込方法】</b><br/>           口座名義人となるお客様の法定代理人である方が、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、署名捺印し、その他、当社所定の本人確認書類および同意書を当社へご提出いただきます。これを当社が承認した場合に限り総合取引を開始することができます。<br/>           (省略)</p> |

【第7編 投資信託受益権振替決済口座約款】

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><b>第7条【当社への届出事項】</b><br/>           当社所定の「<u>口座開設申込画面</u>」または「<u>総合取引口座申込書</u>」に<u>入力または記載された氏名、住所、生年月日等、法人の場合(名称、代表者の役職氏名、所在地、届出印等)</u>、提出された共通番号等をもって、当社にお届いただいた氏名、住所、生年月日等、法人の場合(名称、代表者の役職氏名、所在地、届出印等)、共通番号等とします。</p> <p><b>第8条【振替の申請】</b><br/>           (省略)</p> <p>2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、振替を行う日の2営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書にご記入の上、当社にご提出いただくものとします。<br/>           (省略)</p> <p><b>第14条【届出事項の変更】</b><br/>           (省略)</p> <p>3. 第1項による変更後は、変更後の氏名、住所、法人の場合(名称、代表者の役職氏名、所在地、届出印等)、および共通番号等をもって届出の氏名、住所、法人の場合(名称、代表者の役職氏名、所在地、届出印等)、および共通番号等とします。</p> <p><b>第20条【免責事項】</b><br/>           当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。<br/>           (1) (省略)<br/>           (2) 依頼書、諸届に基づき投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> | <p><b>第7条【当社への届出事項】</b><br/>           「総合取引口座申込書」に捺印いただいた印鑑および記載された氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、提出された共通番号等をもって、当社にお届いただいた届出印、氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等とします。</p> <p><b>第8条【振替の申請】</b><br/>           (省略)</p> <p>2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、振替を行う日の2営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書にご記入の上、届出印により捺印していただき当社にご提出いただくものとします。<br/>           (省略)</p> <p><b>第14条【届出事項の変更】</b><br/>           (省略)</p> <p>3. 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称、住所、法人の場合における代表者の役職氏名、届出印および共通番号等をもって届出の氏名または名称、住所、法人の場合における代表者の役職氏名、届出印および共通番号等とします。</p> <p><b>第20条【免責事項】</b><br/>           当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。<br/>           (1) (省略)<br/>           (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱い</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(3)～(5)</u><br/>(1 番繰り下げて内容は現行どおり)</p> | <p>をした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p><u>(3) 依頼書に使用された印影が届出印と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</u></p> <p><u>(4)～(6)</u><br/>(省略)</p> |
|--|---|

※上記の約款改定は、2020年3月4日より実施いたします。  
改定反対の意思表示は、当改定実施日前にご連絡ください。